

総務委員会に付託となりました「議案第243号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会では委員から、地方公務員の給与は、その時々々の経済・雇用情勢等を反映した労使交渉等によって決定される民間給与に準拠することとしている。本市の人事委員会が調査対象とした企業規模50人以上の事業所の給与を、労使交渉による合理的な給与水準として適切であるかどうかについて質疑があり、理事者から、人事委員会の調査対象とした企業規模50人以上の事業所においては、労使交渉が行われており、合理的な給与水準として適切であると考えている、との答弁がありました。

次に委員から、国において、人事院勧告に基づかず国家公務員の給与を引き下げようとしているが、国が給与の引き下げを実施した場合でも、地方公務員の給与は、地方自治体が、人事委員会勧告に基づいて、独自に決定できるものかについて質疑があり、理事者から、地方公務員の給与は、地方自治体が、人事委員会勧告に基づいて、独自に決定できる、との答弁がありました。

そこで委員から、国公準拠の原則に基づく必要性等について質疑があり、理事者から、給与の制度については、国家公務員に準拠し、給与の水準については、地域民間企業に準拠することとなっている、との答弁がありました。

次に委員から、国において、国家公務員給与を7.8%引き下げることが議論されている中で、本市においても、国公準拠の原則に基づき、更なる給与の引き下げの可能性について質疑があり、理事者から、国においては、財政状況と東日本大震災への復興財源を捻出するために人事院を廃止し、労働の対価である国家公務員の給与を引き下げるとしているが、両者の因果関係が明確になっておらず、国と異なり、地方公務員については労働協約締結権の議論も行われていない。また、本市においては、行財政改革などにより、人件費を約210億円削減しているなど、国と本市の状況は異なるので、今回は、人事委員会勧告に基づき給与の引き下げを行うものである。今後については、国や他都市の動向を注視していく、との答弁がありました。

次に委員から、期末手当を含む年間給与が、8年前と比較して、約120万円も減額になることは、社会保険料の増額や税控除の廃止が行われている中で、本市職員は、忸怩たる思いがあると考えられる。また、人事委員会勧告に基づき職員給与を引き下げることにより、今後民間給与のさらなる低下を招く悪循環を引き起こしかねず、そこへ歯止めをかけるのが自治体の責務でもあり、中小企業への支援を行い、官民の給与を維持することにより、現在の経済困難を打開していく必要があると考え、職員給与の引き下げを行うことには反対であるので本議案には賛成できないとの意見がありました。

次に委員から、国において、国家公務員給与を7.8%引き下げることが閣議決定されている中で、国公準拠の原則に基づき、本市においても、人事委員会勧告に基づかず、更なる給与の引き下げが必要と考えるため本議案には賛成できないとの意見が

ありました。

委員会では審査の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会の報告を終わります。